

宮城県放射光施設関連企業賃料補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu を核としたリサーチコンプレックスの形成に向けて、企業の研究開発拠点等の立地を促進し、地域産業の活性化の増大を図るため、県内で新たに放射光施設関連事業所を開設する企業に対し、入居施設の利用に係る経費について予算の範囲内において宮城県放射光施設関連企業賃料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「賃貸施設」とは、補助金の交付対象となる事業所において、オフィス又はラボ（以下「オフィス等」という。）として使用することを目的とした賃貸施設とする。ただし、次のいずれかに掲げる施設を除く。

- (1) 賃貸借契約書等において、月額賃料（消費税及び地方消費税を除く）が確認できない施設
- (2) 申請者と親密な関係を有する法人又は個人が賃貸人である施設
- (3) 住居と兼用で利用している施設
- (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する東北大学連携型起業家育成施設（仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-10）

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に新たにオフィス等を開設する者
- (2) 次に掲げる要件のうちいずれかに該当する者
 - イ 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する製造業、学術研究、専門・技術サービス業のうち自然科学研究所、教育・学習支援業のうち大学又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所のうち、放射光施設 NanoTerasuを利用して研究開発等を行う者
 - ロ 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する学術研究、専門・技術サービス業のうち、商品検査業、非破壊検査業、その他の計量証明又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所のうち、放射光施設 NanoTerasuの利活用に資する事業を行う者
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
 - イ 放射光施設 NanoTerasuの整備・運営の主体となる事業者（NanoTerasu整備に係る地域パートナー、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律で定める NanoTerasuに係る登録施設利用促進機関等）
 - ロ 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - ハ 宮城県の県税を滞納している者
 - ニ その他知事が交付対象と認めない者

(補助対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県内における賃貸施設の賃料（消費税及び地方消費税、共益費、敷金、礼金、保証金等を除く。）とする。

(補助金の交付対象期間)

第5 補助金の交付対象期間は、初めて交付決定を受けた月の翌月から起算して3年を限度とする。ただし、初めての申請が、県の該当会計年度の4月1日から4月10日までに行われたときは、その月の初めから起算して3年を限度とすることができる。

(補助率及び補助限度額)

第6 補助率及び補助限度額は次のとおりとする。ただし、退去日が月の末日でないときの補助金の額は日割り計算とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 補助率 3分の1以内（政令市及び中核市を除く市町村に設置する場合は2分の1以内）

(2) 補助限度額 1月につき10万円

(補助金の交付の申請)

第7 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は次の各号に定める日までとする。ただし、知事が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 県の会計年度の2月15日

(2) 県の次会計年度分について継続して申請する場合は翌年度の4月10日

(交付の決定)

第8 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に対して通知するものとする。

(交付の条件)

第9 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に様式第2号により知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) その他知事が必要と認める条件

(実績報告)

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。

2 前項の補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定等)

- 第11 知事は、前条の規定により補助事業実績報告書の提出があったときは、規則第13条の規定に基づき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対しその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令のなされた日から15日以内に県に当該超える部分の額を納付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が補助金の返還を命じられ、前項に規定する期限内に納付しない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第12 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定による概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は様式第5号によるものとする。
- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があった場合には、当該請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(補助金の経理等)

- 第13 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

- 第14 知事は、補助事業者が第9条に規定する条件に違反したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(事業実施状況の報告)

- 第15 補助事業者は、補助事業終了後、当該補助事業に係る過去1年間の事業実施状況について、知事の指定する日までに様式第6号により知事に報告しなければならない。ただし、補助事業終了後も継続して補助金の交付を受けている場合については、この限りでない。

(実施状況の確認)

- 第16 知事は、補助事業の実施状況の確認のため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して調査を行うことができる。

(その他)

- 第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。